

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5560745号
(P5560745)

(45) 発行日 平成26年7月30日(2014.7.30)

(24) 登録日 平成26年6月20日(2014.6.20)

(51) Int. Cl. F I
B 4 2 D 11/00 (2006.01) B 4 2 D 11/00 E
G 0 9 F 3/02 (2006.01) G 0 9 F 3/02 N

請求項の数 2 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2010-22640 (P2010-22640)	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成22年2月4日(2010.2.4)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2011-156833 (P2011-156833A)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成23年8月18日(2011.8.18)	(74) 代理人	100122529
審査請求日	平成24年12月13日(2012.12.13)		弁理士 藤栴 裕実
		(74) 代理人	100135954
			弁理士 深町 圭子
		(74) 代理人	100119057
			弁理士 伊藤 英生
		(74) 代理人	100131369
			弁理士 後藤 直樹
		(74) 代理人	100164987
			弁理士 伊藤 裕介
		(74) 代理人	100171859
			弁理士 立石 英之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ラベル伝票

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

略同一サイズを有する上側基材と下側基材とが重ね合わされ、その一部の領域において接着されているラベル伝票であって、

前記上側基材は、縦方向に形成された折り用ミシン目で接続された左側基材片と右側基材片とを有し、

前記左側基材片の内側の領域には、切込みで四方が囲まれた分割片を備えると共に、前記分割片の上辺並びに下辺の右側延長線上にもそれぞれ切込みが形成され、

前記左側基材片の裏面領域であって、前記右側基材片と接する前記左側基材片の外周縁の端に形成された切込みと前記分割片を囲む切込みと前記分割片の上辺並びに下辺の右側延長線の切込みで囲まれる三周縁の外周縁部分の領域に粘着剤層が設けられ、

前記切込みで囲まれた分割片の領域において、前記上側基材と前記下側基材とが剥離可能に擬似接着され、

前記右側基材片には、該右側基材片の上辺並びに下辺から所定間隔をあけて、前記上辺並びに下辺と平行にそれぞれ上側の切込みと下側の切込みとが形成され、更に上側の切込みと下側の切込みとの間の部分であって、前記折り用ミシン目から所定間隔をあけて該折り用ミシン目と平行に切込みが形成され、

前記右側基材片の前記上側の切込みと下側の切込みとからそれぞれ外周縁部分の間の領域において、前記右側基材片と前記下側基材とが接着され、

前記下側基材の表面領域であって、前記左側基材片の裏面に設けられた粘着剤層と対接

10

20

する領域に剥離剤層が設けられ、
 前記上側基材において、前記縦方向に形成された折り用ミシン目の延長線上であって、
 前記上側の切込みと下側の切込みとが形成された部分から、それぞれ外周縁部分の間の領域に切込みが形成され、
 前記下側基材において、前記上側基材の分割片と重なり合う領域よりも広い領域を囲む部分に切込みが形成され、
 前記上側基材に形成された切込みと、前記下側基材に形成された切込みとの間のうち、右側基材片側を除いた三周縁側が接着され、
 前記上側基材に形成された切込みの右側の切込みと、前記縦方向に形成された折り用ミシン目との間の領域において、該折り用ミシン目に沿った部分で前記上側基材の左側基材片と前記下側基材とが接着され、
 前記上側基材の右側基材片に形成された前記上側の切込みと前記下側の切込みの2つの切込みの間の裏面領域であって、
 前記縦方向に形成された折り用ミシン目に沿った部分に粘着剤層が設けられ、更に該粘着剤層に沿った右側領域であって、上側の切込みと下側の切込みとの間に形成された切込みまでの間の部分で、前記右側基材片と前記下側基材とが接着され、また、該接着部分の右側領域において、前記右側基材片と前記下側基材とが剥離可能に擬似接着され、
 前記下側基材の表面領域であって、前記上側基材の右側基材片の裏面に設けられた粘着剤層と対接する領域に剥離剤層が設けられ、
 前記下側基材には、前記上側基材に形成された上側の切込みと下側の切込みとの間の部分であって、前記上側基材と擬似接着されていない部分をコ字形に囲む部分と、前記コ字形に囲んだ上辺並びに下辺の左方向に対して、前記上側基材の分割片と重なり合う領域よりも広い領域を囲む部分に形成された切込みとの間の部分とに、それぞれ切込みが形成されていることを特徴とするラベル伝票。

【請求項2】

前記分割片は、該分割片を複数の分割片に分割するための切込みが形成されていることを特徴とする請求項1記載のラベル伝票。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、特に通信販売業界などにおいて、顧客が購入した商品を購入者の自宅などに配送する際に使用されるラベル伝票に関する。

【背景技術】

【0002】

昨今の印刷コンバーティング技術やIT化の進歩にともない、宅配事業などに用いられている伝票においては、いわゆる1パート式の配送伝票の需要がますます増加している。

【0003】

特に、通信販売の分野において、顧客からの注文を受けた後、顧客の住所、氏名と注文内容といった情報をデータ化した上で、配送伝票とピッキングリストや納品明細書といった付属帳票をプリンターで出力している。

【0004】

その後、配送荷物を揃え確認した上で、配送伝票を貼付し、宅配業務を行なっている。

【0005】

しかしながら、配送伝票とピッキングリストや納品明細書といった付属帳票を別々に出力すると、その後の帳票のマッチング作業が必要となり、負荷も掛かる上にマッチングミスを犯す危険性もあった。

【0006】

特に、誤配を起こすと当然再配送を行ない謝罪などの手間がある上に、企業イメージ・信用性の低下に繋がり、昨今の個人情報保護の観点からは、個人情報の流出とみなされる場合もあるなど、慎重な対応が必要となっていた。

10

20

30

40

50

【0007】

この帳票のマッチングミスを解決する手段として、配送伝票と付属帳票が一体となった付属帳票一体型配送伝票も既に開発され、好適に用いられている。

【0008】

この方法では、付属帳票が配送伝票と一体となっているために、プリンターで印字した後、配送荷物のピッキングなどの必要な作業が行なわれた後、最終的には切り離して、帳票ごと処理され配送される。

【0009】

したがって、帳票のマッチングを行なう必要がないため、誤配の危険性を軽減させるのに有効な手段とされている。

10

【0010】

また、配送伝票は、住所や氏名などの配送に必要な最低限の情報のみ表示され、納品明細書などの付属帳票は個人情報保護の観点から、外部からは容易に見えないように同梱する必要があるため、梱包前に箱や袋の中に同梱している場合が多いが、箱や袋が既に封緘されているなどの理由で同梱が困難な場合があった。

【0011】

この問題の解決手段としては、配送伝票の一部に袋となる部分を設け、切り離した納品明細書を手の中に入れる方法（参考文献1を参照。）や、納品明細書部分を配送伝票の裏側へ折り返して、配送伝票の粘着剤と接触しない加工を行なった上で貼付する方法（参考文献2、参考文献3、を参照。）などが提案されている。

20

【0012】

しかしながら、配送伝票の一部に袋を設ける方法では、納品明細書を切り離して袋部に封入封緘するのに手間が掛かる上に、荷物に伝票が密着しているため遊びがなく明細書も取り出しにくいという問題があり、また、納品明細書部分を配送伝票の裏側へ折り返して貼付する方法では、糊殺しや剥離紙の一部を残す方法で納品明細書が粘着剤と接触しないようにしているが、基材が略全面で1枚しかないために、配送伝票の受領片などの剥離片を剥がすと、納品明細書が露出し、貼付の前に剥離紙や台紙から剥がしながらミシンで台紙をカットし、その後剥離紙を部分的に剥がして貼付するなどの方法であるため、作業が複雑で大量処理には不向きであるという問題がある。

【0013】

また、この剥離紙の一部を残す方法として、納品明細書を折り返して貼付する方法の納品明細書の取り出し方も提案されているが、剥離片を剥がす際に納品明細書との間のミシン目を切り離してしまうために、宅配業者によっては、配送先に渡すよりもかなり前の配送途中で剥離片を剥がす場合があり、納品明細書が配送途中で抜け落ちてしまう危険性があるという問題がある。

30

【0014】

更に、3辺しか固定されていないため、見かけ上隠蔽されているが、実際は固定されていない一辺から内容を見ることができると個人情報がかんげいされているとはいえない状態であり、個人情報の漏洩上の問題があった。

【先行技術文献】

40

【特許文献】

【0015】

【特許文献1】特開2001-246882号公報

【特許文献2】特開2005-288989号公報

【特許文献3】特開2006-281739号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0016】

そこで、本発明は、納品書などが箱の中に同梱不可能な場合でも、貼付の際に手間が掛からず、かつ配送に必要な剥離片を剥がしても、明細書などの個人情報を完全に保護し固

50

定しながら配送することができ、また明細書を取り出す際は、剥がして引き抜くだけの簡単な方法で取り出すことができるラベル伝票を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0017】

本発明のラベル伝票は、略同一サイズを有する上側基材と下側基材とが重ね合わされ、その一部の領域において接着されているラベル伝票であって、前記上側基材は、縦方向に形成された折り用ミシン目で接続された左側基材片と右側基材片とを有し、

前記左側基材片の内側の領域には、切込みで四方が囲まれた分割片を備えると共に、前記分割片の上辺並びに下辺の右側延長線上にもそれぞれ切込みが形成され、

前記左側基材片の裏面領域であって、前記右側基材片と接する前記左側基材片の外周縁の端に形成された切込みと前記分割片を囲む切込みと前記分割片の上辺並びに下辺の右側延長線の切込みで囲まれる三周縁の外周縁部分の領域に粘着剤層が設けられ、

前記切込みで囲まれた分割片の領域において、前記上側基材と前記下側基材とが剥離可能に擬似接着され、

前記右側基材片には、該右側基材片の上辺並びに下辺から所定間隔をあけて、前記上辺並びに下辺と平行にそれぞれ上側の切込みと下側の切込みとが形成され、更に上側の切込みと下側の切込みとの間の部分であって、前記折り用ミシン目から所定間隔をあけて該折り用ミシン目と平行に切込みが形成され、

前記右側基材片の前記上側の切込みと下側の切込みとからそれぞれ外周縁部分の間の領域において、前記右側基材片と前記下側基材とが接着され、

前記下側基材の表面領域であって、前記左側基材片の裏面に設けられた粘着剤層と対接する領域に剥離剤層が設けられ、

前記上側基材において、前記縦方向に形成された折り用ミシン目の延長線上であって、前記上側の切込みと下側の切込みとが形成された部分から、それぞれ外周縁部分の間の領域に切込みが形成され、

前記下側基材において、前記上側基材の分割片と重なり合う領域よりも広い領域を囲む部分に切込みが形成され、

前記上側基材に形成された切込みと、前記下側基材に形成された切込みとの間のうち、右側基材片側を除いた三周縁側が接着され、

前記上側基材に形成された切込みの右側の切込みと、前記縦方向に形成された折り用ミシン目との間の領域において、該折り用ミシン目に沿った部分で前記上側基材の左側基材片と前記下側基材とが接着され、

前記上側基材の右側基材片に形成された前記上側の切込みと前記下側の切込みの2つの切込みの間の裏面領域であって、

前記縦方向に形成された折り用ミシン目に沿った部分に粘着剤層が設けられ、更に該粘着剤層に沿った右側領域であって、上側の切込みと下側の切込みとの間に形成された切込みまでの間の部分で、前記右側基材片と前記下側基材とが接着され、また、該接着部分の右側領域において、前記右側基材片と前記下側基材とが剥離可能に擬似接着され、

前記下側基材の表面領域であって、前記上側基材の右側基材片の裏面に設けられた粘着剤層と対接する領域に剥離剤層が設けられ、

前記下側基材には、前記上側基材に形成された上側の切込みと下側の切込みとの間の部分であって、前記上側基材と擬似接着されていない部分をコ字形に囲む部分と、前記コ字形に囲んだ上辺並びに下辺の左方向に対して、前記上側基材の分割片と重なり合う領域よりも広い領域を囲む部分に形成された切込みとの間の部分とに、それぞれ切込みが形成されていることを特徴とする。

【0018】

また、本発明のラベル伝票は、前記分割片は、該分割片を複数の分割片に分割するための切込みが形成されていることを特徴とする。

【発明の効果】

10

20

30

40

50

【 0 0 1 9 】

したがって、本発明のラベル伝票は、配送荷物に貼り付ける際に、上側基材を下側基材から剥離させて、折り用ミシン目から上側基材にある右側基材片を下側方向に折り込むことで、外部から見えない状態にして貼付できるので、この部分を納品書などの明細書とすれば、箱の中に納品書などの明細書が同梱不可能な場合でも、貼付の際に手間が掛からず、かつ配送に必要な剥離片を剥がしても、明細書などの個人情報情報を完全に保護し固定しながら配送することができ、また明細書を取り出す際は、剥がして引き抜くだけの簡単な方法で取り出すことができるという効果がある。

【 0 0 2 0 】

また、本発明のラベル伝票は、分割片を複数の分割片に分割するための切込みが形成されていることで、複数の分割片を貼付票や配達票などとして使用することができるという効果がある。

10

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 1 】

【 図 1 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票の表面側の平面図である。

【 図 2 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、上側基材と下側基材とを分解させた状態を示す平面図である。

【 図 3 】 図 1 の A - A 線断面図である。

【 図 4 】 図 1 の B - B 線断面図である。

20

【 図 5 】 図 1 の C - C 線断面図である。

【 図 6 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、使用の際に上側基材を下側基材からめくり上げて分離させた状態を示す平面図である。

【 図 7 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、使用の際に上側基材を下側基材からめくり上げて分離させた状態を示す断面図である。

【 図 8 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、上側基材を下側基材から分離させ、折り用ミシン目から右側基材片を折り曲げた状態を示す断面図である。

【 図 9 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、上側基材を下側基材から分離させ、折り用ミシン目から右側基材片を折り曲げ、配送荷物に貼り付けた状態を示す断面図である。

30

【 図 1 0 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、配送荷物に貼付させたラベル伝票から複数の分割片である貼付票や配達票を剥離させた状態を示す斜視図である。

【 図 1 1 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、配送荷物に貼付させたラベル伝票から明細書の部分を引き抜いた状態を示す斜視図である。

【 図 1 2 】 本発明の実施形態に係るラベル伝票において、配送荷物に貼付させたラベル伝票から分割片である貼付票や配達票を剥離させ、更に明細書の部分を引き抜いた状態を示す断面図である。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 2 2 】

以下、本発明の実施形態に係るラベル伝票 1 を図面に基づいて詳細に説明する。

40

【 0 0 2 3 】

図 1 及び図 2 に示すように、本発明の実施形態に係るラベル伝票 1 は、略同一サイズを有する上側基材 2 と下側基材 3 とが重ね合わされ、その一部の領域において接着されている。

【 0 0 2 4 】

上側基材 2 は、縦方向に形成されたミシン目 1 8 a で接続された左側基材片 2 a と右側基材片 2 b とを有している。

【 0 0 2 5 】

そして、上側基材 2 の左側基材片 2 a の内側の領域には、矩形状に形成された切り込み 4 で囲まれた分割片 1 2 を備えると共に、前記分割片 1 2 の上辺並びに下辺の右側延長線

50

上にもそれぞれ切り込み 5 , 6 が形成されている。

【 0 0 2 6 】

上側基材 2 は、配送の際に必要事項を表示するためのものであり、シート状物からなり、一般用紙、上質紙、感圧紙（登録商標）や感熱紙等の機能性用紙、複写用紙、クラフト紙、グラシン紙、パーチメント紙、レーヨン紙、コート紙、合成紙、樹脂フィルムによりラミネートされた紙等の紙が好適に用いられるが、セロファン、延伸ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート（PET）、発泡PET、延伸ポリスチレン、ポリ塩化ビニル等の樹脂フィルムであってもよい。

【 0 0 2 7 】

それらの基材の厚さは、通常、20 ~ 200 μm 程度が好ましい。

10

【 0 0 2 8 】

また、下側基材 3 は、紙、織物、プラスチックフィルムなどから形成されており、下側基材 3 の厚さは、特に限定はされないが、通常 20 ~ 200 μm、好ましくは 40 ~ 100 μm 程度である。

【 0 0 2 9 】

図 3 及び図 4 に示すように、上側基材 2 の左側基材片 2 a の裏面領域であって、左側基材片 2 a の矩形状に形成された切り込み 4 の部分から、外周縁までの間の三周縁領域には、粘着剤層 2 8 が設けられている。

【 0 0 3 0 】

また、上側基材 2 の矩形状に形成された切り込み 4 で囲まれた全ての領域で、重ね合わされた上側基材 2 と下側基材 3 とが擬似接着剤 8 により剥離可能に擬似接着されている。

20

【 0 0 3 1 】

この擬似接着の構成としては、従来から公知の剥離可能な擬似接着方法を用いればよく、例えば、剥離可能な擬似接着剤 8 を用いる他に、接着剤層と剥離剤層とを積層させる構成を用いて、剥離可能に接着させるようにしてもよい。

【 0 0 3 2 】

また、上側基材 2 に形成された矩形状の切り込み 4 と、前記下側基材 3 に形成された矩形状の切り込み 1 7 との間の領域部分のうち、右側基材片 2 b 側を除いた三周縁側が接着剤 1 9 により接着されている。

【 0 0 3 3 】

前記右側基材片 2 b には、該右側基材片 2 b の上辺並びに下辺から所定間隔をあけて、前記上辺並びに下辺と平行に、上側の切り込み 7 a と下側の切り込み 7 b が形成されている。

30

【 0 0 3 4 】

その右側基材片 2 b の前記上側の切り込み 7 a と前記下側の切り込み 7 b とからそれぞれ外周縁部分の間の領域において、右側基材片 2 a と下側基材 3 とが接着剤 9 a , 9 b により接着されている。

【 0 0 3 5 】

更に右側基材片 2 b には、上側の切り込み 7 a と下側の切り込み 7 b との間の部分であって、前記ミシン目 1 8 から所定間隔をあけて該ミシン目 1 8 a と平行に縦方向の切り込み 2 6 が形成されている。

40

【 0 0 3 6 】

また、下側基材 3 の表面領域であって、上側基材 2 の左側基材片 2 a の裏面に設けられた粘着剤層 2 8 と対接する三周縁領域には、剥離剤層 1 0 が設けられている。

【 0 0 3 7 】

上側基材 2 において、縦方向に形成されたミシン目 1 8 a の延長線上であって、前記上側の切り込み 7 a と下側の切り込み 7 b とが形成された部分から、それぞれ外周縁部分までの間の領域にも切り込み 1 1 a , 1 1 b が形成されている。

【 0 0 3 8 】

粘着剤層 2 8 は、このラベル伝票 1 を配送荷物に貼付するための層であり、例えばアク

50

リル系接着剤、天然ゴム系接着剤、合成ゴム系接着剤、シリコンゴム系接着剤などが好適に用いられる。

【0039】

粘着剤層28の塗布量・塗布厚は、特に限定されないが、好ましくは、塗布量は0.1~50g/m²であり、塗布厚は0.1~50μmである。

【0040】

また、上側基材2の分割片12は、該分割片12を複数の分割片12a, 12bに分割するための切り込み13が形成されている。

【0041】

そして、図3及び図4に示すように、下側基材3において、前記上側基材2の分割片12と重なり合う領域より、上下方向及び左右方向に広い領域を囲む部分に矩形の切り込み17が形成され、更に上側基材2に形成された矩形の切り込み4と、下側基材3に形成された矩形の切り込み17との間のうち、右側基材片2b側に形成された切り込みを除いた三周縁側が接着剤19により接着されている。

10

【0042】

これは、下側基材3に分割片12の領域よりも広い領域を囲む状態で矩形の切り込み17を形成することで、下側基材3上から分割片12を剥離させた場合でも、分割片12の下側に重ね合わされている下側基材3の一部が、上側基材2に接着した状態を維持するためである。

【0043】

20

これにより、下側基材3上から分割片12を剥離させても、その剥離させた部分に孔が開かないようにすることができ、納品書などの明細書15をラベル伝票1の下側に折り畳んだ際にも、外部からその明細書15を見られないようにすることができる。

【0044】

また、この複数の分割片12a, 12bは、このラベル伝票1を配達伝票として使用する場合には、分割片12aを配達票として用い、また、もう一方の分割片12bを貼付票として用いる。

【0045】

分割片12aの配達票は、配送証明のために配送荷物の受取人から受領印を捺印してもらって配達人が持ち帰る伝票であり、また分割片12bの貼付票は、配送荷物の受取人に渡すための伝票である。

30

【0046】

更に、上側基材2に形成された矩形の切り込み4のうち、その右側にある縦方向の切込みと、上側基材2の縦方向に形成されたミシン目18aとの間の領域において、該ミシン目18aに沿った部分で前記上側基材2の左側基材片2aと下側基材3とが接着剤20で接着されている。

【0047】

また、上側基材2の右側基材片2aに形成された前記2つの切り込み7a, 7bの間の裏面領域であって、前記縦方向に形成されたミシン目18aに沿った部分に粘着剤層21が設けられている。

40

【0048】

更に、図3に示すように、該粘着剤層21に沿った右側領域において、右側基材片2bと下側基材3とが接着剤22により接着されている。

【0049】

また、前記接着剤22で接着されている部分の右側領域において、その右側基材片2bと下側基材3とが擬似接着剤23により剥離可能に擬似接着されている。

【0050】

また、下側基材3には、接着剤22で接着されている部分と、擬似接着剤23により剥離可能に擬似接着されている部分との境部分に、切り込み24が形成されている。

【0051】

50

更に、下側基材 3 の表面領域であって、前記上側基材 2 の右側基材片 2 b の裏面に設けられた粘着剤層 2 1 と対接する領域に剥離剤層 2 5 が設けられている。

【 0 0 5 2 】

そして、下側基材 3 には、上側基材 2 に形成された上側の切り込み 7 a と下側の切り込み 7 b との間の部分であって、前記上側基材 2 と擬似接着されていない部分をコ字形に囲む部分と、前記コ字形に囲んだ上辺並びに下辺の左方向に対して、前記上側基材 2 の分割片 1 2 と重なり合う領域よりも広い領域を囲む部分に形成された切り込み 1 7 との間の部分とに、それぞれ切り込み 2 4 が形成されている。

【 0 0 5 3 】

また、下側基材 3 は、上側基材 2 に形成されたミシン目 1 8 a 並びに切り込み 1 1 a , 1 1 b と重なる部分にミシン目 1 8 b が形成されている。

10

【 0 0 5 4 】

次に、本発明の実施形態に係るラベル伝票 1 の使用方法について説明する。

【 0 0 5 5 】

本発明のラベル伝票 1 を配送伝票として用いる場合について以下に説明する。

【 0 0 5 6 】

まず、ラベル伝票 1 に配送処理に必要な所定の情報を表示させるために、上側基材 2 の左側基材片 2 a に、配送荷物の発送依頼人または発送依頼企業などの名前や住所、更に受取人の名前や住所などを記入すると共に、右側基材片 2 b の上側の切り込み 7 a と下側の切り込み 7 b との間の明細書 1 5 部分に、配送荷物の納品情報などの明細を記入する。

20

【 0 0 5 7 】

これらの記入は、プリンターで印字して表示する場合もある。

【 0 0 5 8 】

そして、次に図 6 及び図 7 に示すように、ラベル伝票 1 の下側基材 3 から上側基材 2 の所定部分を剥離させる。

【 0 0 5 9 】

この剥離の際に、上側基材 2 の左側基材片 2 a の角部分を摘んで引き上げることで、その右側基材片 2 b の上側の切り込み 7 a 及び下側の切り込み 7 b とから外側の部分を、下側基材 3 上に接着状態のまま残して、その他の部分の上側基材 2 が剥離される。

【 0 0 6 0 】

30

また、この剥離の際に、下側基材 3 において、前記上側基材 2 の分割片 1 2 a , 1 2 b と重なり合う領域よりも広い領域を囲む部分に形成されている切り込み 1 7 の内側領域部分は、その外周縁部分が左側基材片 2 a の裏面側に擬似接着剤 8 により剥離可能に擬似接着されているので、左側基材片 2 a と接着された状態のままとなる。

【 0 0 6 1 】

次に、図 8 に示すように、明細書 1 5 の部分をミシン目 1 8 a から折り畳むと共に、図 9 に示すように、上側基材 2 の左側基材片 2 a の三周縁の裏面に設けられた粘着剤層 2 8 と、ミシン目 1 8 a から折り畳まれることで表出した粘着剤層 2 1 とにより、配送荷物 2 7 に貼り付ける。

【 0 0 6 2 】

40

そして、配送荷物 2 7 の配送処理が行われる。

【 0 0 6 3 】

そして、配送荷物 2 7 を受取人に届けた際に、図 1 0 に示すように、配送荷物 2 7 に貼付したラベル伝票 1 から、上側基材 2 の分割片 1 2 a , 1 2 b を剥離させる。

【 0 0 6 4 】

この分割片 1 2 a , 1 2 b は、下側の基材 3 上に剥離可能に擬似接着されているので、引き上げることで剥離させることができる。

【 0 0 6 5 】

そして、分割片 1 2 a の配達票は、配送証明のために配送荷物の受取人から受領印を捺印してもらって配達人が持ち帰り、また分割片 1 2 b の貼付票は、配送荷物の受取人に渡

50

す。

【 0 0 6 6 】

また、分割片 1 2 a , 1 2 b を下側基材 3 から剥離させた場合でも、下側基材 3 には、分割片 1 2 と重なり合う領域より上下方向及び左右方向に広い領域を囲む部分に矩形状の切り込み 1 7 が形成され、その切り込み 1 7 で囲まれた部分と、上側基材 2 に矩形状に形成された切り込み 4 との間の領域部分のうち、右側基材片側を除いた三周縁側の部分に接着剤 1 9 が塗布されているので、切り込み 1 7 で囲まれている下側基材 3 の部分はそのままの状態の上側の基材 2 に接着されている。

【 0 0 6 7 】

次に、図 1 1 及び図 1 2 に示すように、配送荷物 2 7 に貼り付けられたラベル伝票 1 の下側に折り畳まれている明細書 1 5 を右側方向に引き抜く。

10

【 0 0 6 8 】

図 1 1 には、配送荷物 2 7 に貼付したラベル伝票 1 から、上側基材 2 の分割片 1 2 a , 1 2 b を剥離させると共に、明細書 1 5 の擬似接着部分を剥離し、右側方向に引き抜いた状態が示されているが、明細書 1 5 は、配送荷物 2 7 が受取人に渡されるまで、ラベル伝票 1 の下側に位置しているので、配送時には外部から見るできない状態となっているので、配送荷物の内容などの詳細情報が第三者から確認できないので個人情報などの情報漏洩防止の効果がある。

【 符号の説明 】

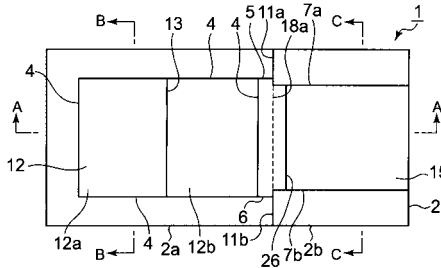
【 0 0 6 9 】

20

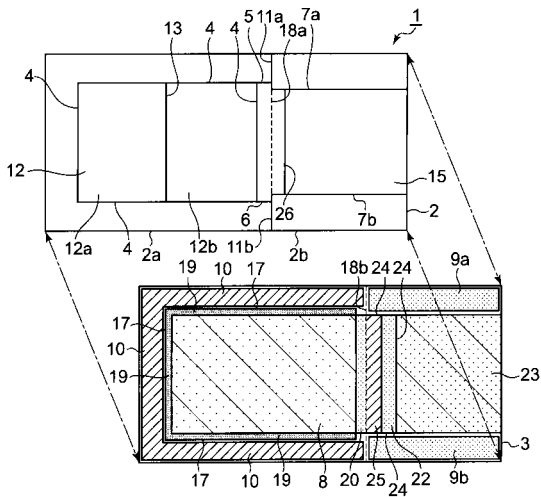
- 1 ラベル伝票
- 2 上側基材
- 2 a 左側基材片
- 2 b 右側基材片
- 3 下側基材
- 4 , 5 , 6 , 7 a , 7 b , 1 3 , 1 7 , 2 4 切り込み
- 2 1 , 2 8 粘着剤層
- 8 , 2 3 剥離可能な擬似接着剤
- 1 9 , 2 0 , 2 2 接着剤
- 1 0 , 2 5 剥離剤層
- 1 2 , 1 2 a , 1 2 b 分割片
- 1 8 a , 1 8 b ミシン目
- 1 5 明細書
- 2 7 配送荷物

30

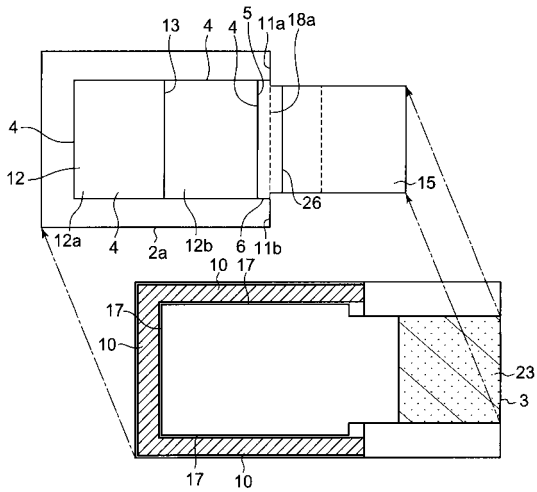
【図1】



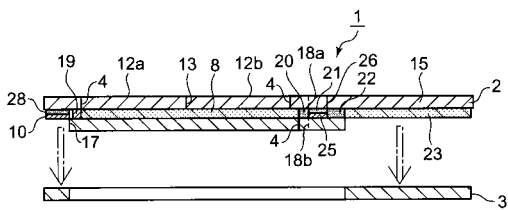
【図2】



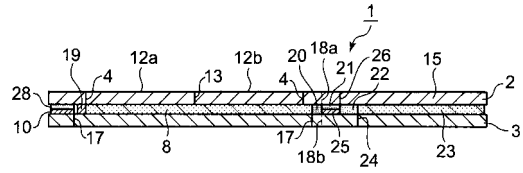
【図6】



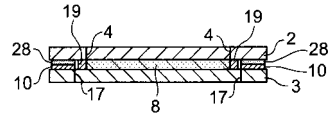
【図7】



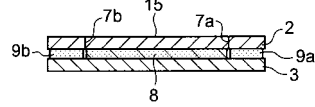
【図3】



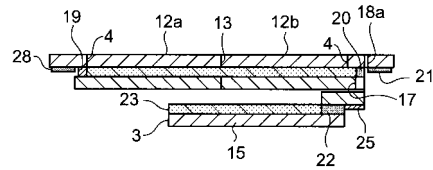
【図4】



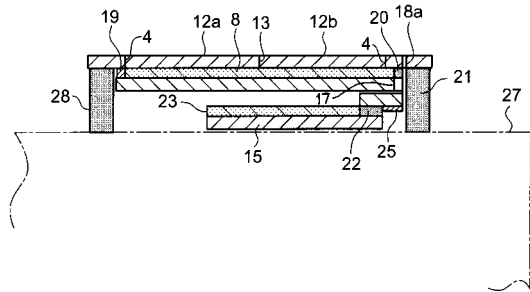
【図5】



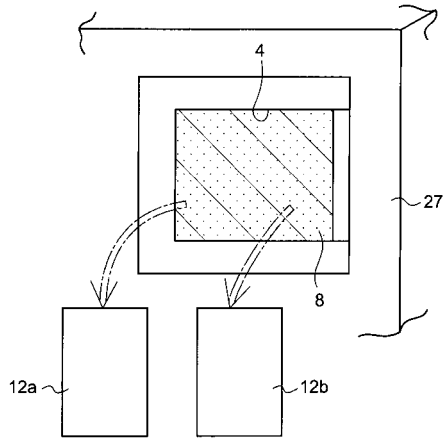
【図8】



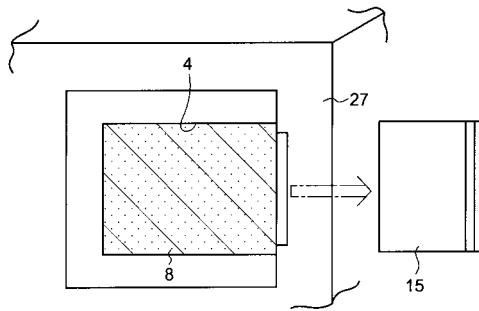
【図9】



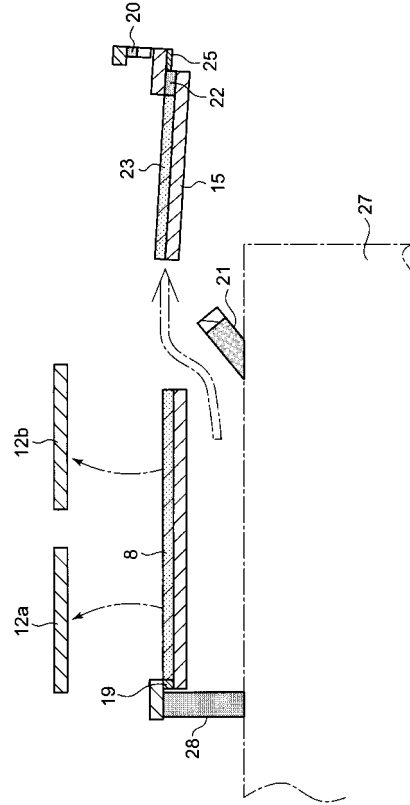
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

(72)発明者 佐藤 潤

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

審査官 宮本 昭彦

(56)参考文献 特開2006-281739(JP,A)

登録実用新案第3152137(JP,U)

実開平02-137268(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42D 1/00 - 25/485

G09F 3/02 - 3/20